

久慈市立侍浜小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況を生じさせるものであり、どの児童にも、学校の内外を問わず起こりうることを踏まえ、教職員及び家庭や地域、関係者は一体となっていじめの防止に対して取り組み、児童が安心して生活していけるようにしていかなければならない。

そのためには、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために継続的な取組をしていく。また、児童の変化に気づく力を高めていくとともに、ささいな兆候であっても早い段階からの確に関わりをもつようにしていく。

なお、いじめを確認した場合には、組織的に対応できるように、校内の組織の他に関係機関との連携を図る体制整備を図る。

2 いじめ防止等の対策に関する取組

(1) いじめの未然防止のために

＜教職員・学校の取組＞

○道徳教育や人権教育の充実

- ・規範意識を高め、生活や行動を振り返る道徳や学級指導の実施
- ・専門家による講演会や外部講師を活用するなどの授業の工夫

○友人関係、集団作り、自己有用感、居場所づくり

- ・行事、体験活動といじめ未然防止のかかわりの明確化
(運動会、修学旅行、宿泊研修、総合的な学習、学習発表会、6年生を送る会等)
- ・学級、児童会活動における「いじめ防止運動」等の展開

○わかる授業づくり

- ・学習規律の確立 ・学習習慣の定着 ・授業改善のための研修
- ・児童が主体的に参加する活動、活躍できる場の設定

○いじめ防止に関する認識の共通理解、組織としての対応

- ・いじめ防止のための研修会の実施
- ・いじめ防止対策委員会の設置、開催
- ・各取組についての有効性の検証、学校いじめ防止基本方針の見直し

＜家庭・地域との連携＞

○保護者会や学校運営協議会による学校の取組の説明

○アンケートや学校評価による情報収集・意見の集約

○いじめの認識と理解を深める講演会の実施

(2) いじめの早期発見のために

○日常の観察活動

- ・休み時間の様子（遊び方、グループの構成等）
- ・持ち物や衣服等の状況
- ・日記等の記載状況

- ・登下校時の様子
- ・その他
- 相談活動や各種懇談
 - <児童>
 - ・教育相談週間の設定
 - ・他の教員やスクールカウンセラーへの相談機会の設定
 - <保護者>
 - ・家庭訪問
 - ・期末面談
 - ・教育相談（定期・随時）

- アンケートや学校評価の実施
 - ・学期末の生活振り返り（困り感や自分の生活を見直すもの）
 - ・心理検査の実施と分析、活用
 - ・家庭や学校運営協議会による学校評価

○いじめ相談窓口の案内

<相談窓口>	久慈市ふれあい電話	久慈市教育委員会	0194 - 52 - 2155
		あすなろ塾	0194 - 53 - 2610
	県立総合教育センター	ふれあい電話	0198 - 27 - 2331
	県教育委員会	いじめ相談電話	019 - 623 - 7830
		(メール相談アドレス)	fureai@pref.iwate.jp
	全国共通24時間いじめ相談ダイヤル		0570 - 078310
	自殺予防いのちの電話		0120 - 735 - 556
	子どもの人権ホットライン		0120 - 007 - 110

(3) いじめに対する対処について

- いじめ（疑われる場合も含む）を発見した場合の対処
 - <いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めること>
 - ①管理職への速やかな報告
 - ②臨時のいじめ防止対策委員会の招集
 - 事実関係の把握と被害児童の保護
 - ③いじめを確認した場合
 - 対策委員会で方向性を確認、被害児童やその保護者への支援と加害児童やその保護者への助言、学級会や学年集会等による集団への働きかけをする。
 - ※内容によっては教育委員会に報告、相談をする。
- いじめられた児童と保護者への支援
 - ・徹底して秘密を守ること、複数の職員で対応すること、児童の安全を確保することを伝える。
 - ・いじめた児童には確実に指導をすることを伝える。
 - ・状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家の援助を受けられるようにする。
- いじめた児童と保護者への対応
 - ・いじめは許されないことを明確にし、状況やいじめた背景を聞き取る。
 - ・児童に孤立感や疎外感を与えない配慮をする。
 - ・保護者への正確な事実関係といじめられた児童の心情を伝え、より良い解決を図るために一緒に考え、助言する。

3 いじめ防止の組織

(1) いじめ防止対策委員会

ア 目的

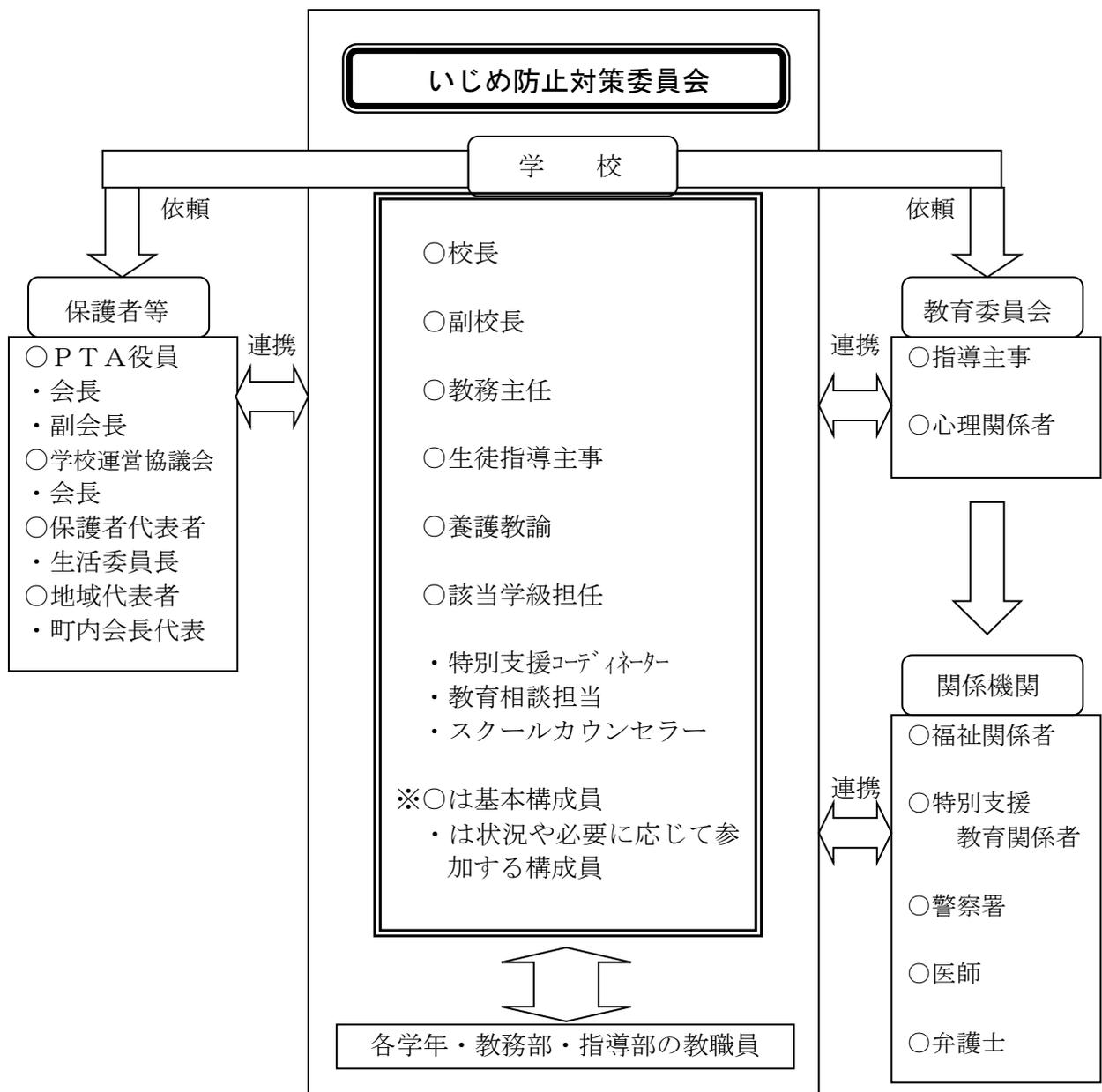
本委員会は学校におけるいじめ防止の中核的な組織として、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的に行う。

イ 開催時期

定期的に招集する他、いじめ（いじめの疑いも含む）が発生した際にも臨時で招集する。

(2) 構成

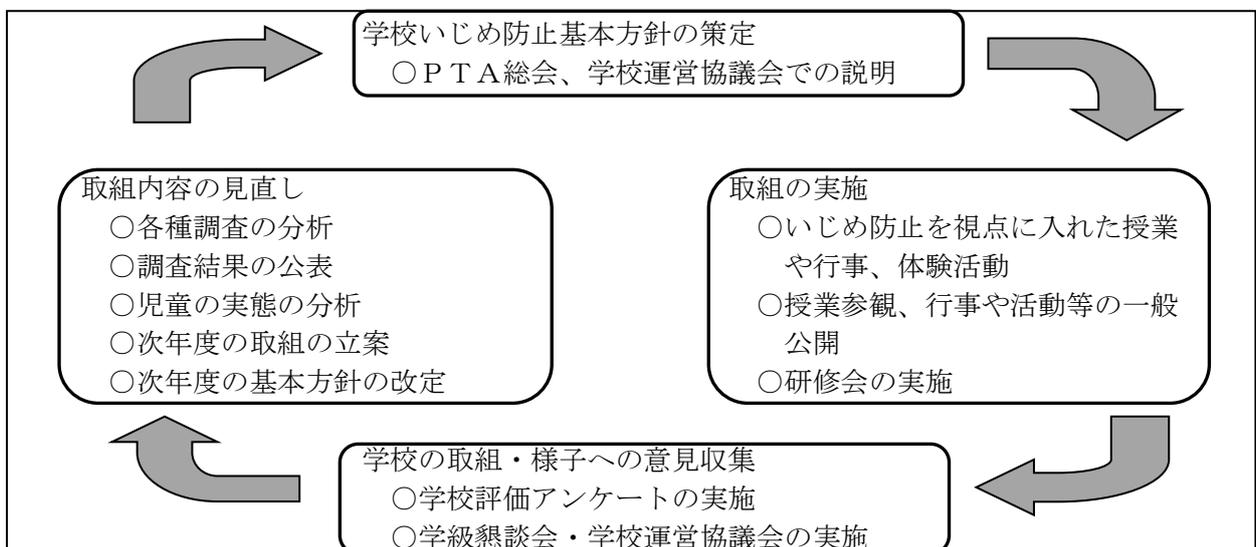
委員会の構成員は以下のとおりとして、状況や必要に応じて構成員の招集や参加の依頼を行う。



4 いじめ防止をするための年間計画

月	教職員等	防止対策	早期発見
4	いじめ防止対策委員会・方針・計画 いじめ防止校内研修会①	基本的学習習慣づくり	家庭訪問
5	PTA 総会及び学級懇談会における保護者啓発	運動会等の取組による人間関係づくり 児童総会 拓陽支援学校との交流会	児童生活アンケート
6	いじめ防止全校集会	思いやりを育む道徳授業の実施	心理検査
7	学校運営協議会 いじめ防止対策委員会 ・情報共有	ふれあい集会	保護者アンケート (学校評価・いじめ) 個別面談
8	いじめ防止校内研修会②	なかよし郵便	日常の観察・随時の教育相談
9		修学旅行等の取組による人間関係づくり	
10		学習発表会の取組による人間関係づくり 拓陽支援学校との交流会	
11	いじめ防止全校集会	ふれあい集会	児童生活アンケート 保護者アンケート (学校評価・いじめ) 個別面談
12			
1		なかよし郵便	
2	学校運営協議会	情報モラル授業の実施 児童総会	
3	いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ・来年度計画	6年生を送る会	

5 学校の取組の検証体制



6 重大事態の対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※なお、児童生徒や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態ととらえるものである。

(2) 対応（学校を調査主体とした場合）

